

## 物流研究奨励賞規程

第1条 この規程は、日本物流学会（以下「本会」という）における物流研究奨励賞（以下「奨励賞」という）の取扱いについて定めることを目的とする。

第2条 奨励賞は、本会正会員が3名以上所属する教育機関、研究機関等（以下「教育機関等」という）に在籍する学生、若手研究者で、優秀な物流研究者に与えるものとする。

2 学生とは、学部学生および大学院生をいう。ただし、高等専門学校生を含むものとし、年齢は問わない。

3 若手研究者とは、30才未満の研究者で学生以外の者をいう。

4 共同研究者は2名までとし、1件として連名で扱う。

5 同一教育機関等からの応募は1件に限定する。複数の応募があった場合は、該当教育機関等内で調整し、再応募とする。

第3条 受賞者の決定は、教育機関等の推薦に基づき、表彰委員会で審議し、理事会が行う。

第4条 奨励賞の授与は、教育機関等の定める方法により行う。

第5条 この規程の変更は、理事会の議を経て行う。

### 附則

1. この規程は、平成7年10月3日から施行する。

2. この規定の改正は、平成16年2月7日から施行する。

3. この規定の改正は、平成27年1月31日から改訂施行する。